

都市計画の案の理由書
中部広域都市計画用途地域の変更（うるま市決定）
名称：用途地域（うるま市全域）

うるま市は、昭和43年に具志川地区をはじめとする市街地とその周辺部に用途地域を指定し、必要に応じて一部見直しを行いながら、土地利用の誘導・規制を図っております。

一方で、用途地域の境界根拠でもある地形地物等が、部分的な道路改修や宅地開発などによって変更され、用途地域の境界線が不明瞭となった箇所が見られます。また、用途地域の境界根拠が明確でなく、用途地域の境界線が不整形な箇所も見られます。

市域全体での均衡を取りつつ計画的な土地利用を図り、良好な住環境の維持・形成を推進することから、市全域（石川地区、具志川地区、勝連・与那城・島しょ地区）において用途地域の見直しを行い、境界の明確化を図る必要がある箇所について、用途地域の境界根拠を明らかにした上で、各箇所の境界が整合するよう、用途地域の変更を行います。